

1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

(1) 高知県南海トラフ地震対策行動計画の作成の趣旨

東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県では大震災直後から従来の対策を今一度見直すこととし、その教訓を踏まえながら、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震対策に対する支援の拡充や、避難路、避難場所の整備を急ピッチで進めてきました。

また、「命の道」としての緊急輸送道路の確保対策を加速化するとともに、津波による被害を軽減するため海岸堤の整備や浦戸湾内の排水機場の耐震化や耐水化等の対策をできる限り前倒しして実施するなど、南海地震対策の加速化と抜本強化に取り組んできました。

こうした中、平成 24 年 3 月及び 8 月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、平成 24 年 12 月にはより精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成し、また平成 25 年 5 月には高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

本計画は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みをまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランであり、大震災で得られた教訓や県の新たな想定を基に、専門家や市町村等の意見も踏まえて作成したものです。

また、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」第 43 条の規定に基づき作成するもので「高知県地域防災計画（地震・津波対策編）」に定める基本事項を具体化するための行動計画として位置付けられるものです。

今後、県では本計画に基づき、避難路や避難場所の整備などは最大クラスの津波からも命を守ることができるように最優先で取り組むとともに、助かった命をつなぐための防災直後から応急期にかけての対策については、規模の異なる 2 つの地震を前提において対策に幅を持たせることとし、この 3 年間で概ね完了させます。また、その他の防災・減災対策についても計画的に実施していきます。

